

今さら聞けない  
でも、聞きたい!

# 経営のための辞書

キーワード  
Key<sup>8</sup>Word

中小企業の経営者が知っておきたいビジネス用語や各種制度などを紹介します。

## 【中小企業が利用しやすい助成金】

助成金といっても、ほとんどの企業が「聞いたことがない」「利用したことはない」というのが現状です。ところが、助成金が事業の後押しとなった事例はたくさんあります。ここでは、中小企業が利用しやすい助成金をご紹介します。

### 🔑 キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者に対して以下の取組みを行った事業主に助成されます。

転換前 → 転換後	支給額(1人当たり)
有期 → 正規	60万円
有期 → 無期	30万円
無期 → 正規	30万円

正社員化コースの一部です。

※派遣労働者、母子家庭の母等の場合は加算される場合があります。

### 🔑 両立支援等助成金

従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、制度の利用を促進した事業主に対して助成されます。

#### ① 出生時両立支援助成金

男性労働者が子の出生後8週間以内に、5日以上の子育て休業を取得させた事業主に助成されます。

・1人目60万円、2人目以降15万円

#### ② 介護支援取組助成金

労働者の仕事と介護の両立に関する取組みを行った事業主に助成されます。

・1企業1回のみ60万円

#### ③ 代替要員確保コース

育児休業の代替要員を確保し、労働者を現職復帰させた事業主に助成されます。

・育児休業取得者1人当たり50万円

#### ④ 育休復帰支援プランコース

「育児休業復帰プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合に助成されます。

・プランを策定し、育休取得したとき:  
1人当たり30万円

・育休者が職場復帰したとき:1人当たり30万円

### 🔑 キャリア形成促進助成金

労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練などの段階的・体系的な以下の制度の導入及び適用させた事業主が助成の対象となります。

#### ① 教育訓練・職業能力評価制度

#### ② セルフ・キャリアドッグ制度

#### ③ 技能検定合格報奨金制度

#### ④ 教育訓練休暇等制度

#### ⑤ 社内検定制度

・各制度50万円

ここでご紹介した助成金のごく一部です。助成金によっては、事前に計画書の提出や認定が必要となるものもあります。詳細条件等については、社会保険労務士にご相談ください。

お問い合わせ、ご相談は「ハローワーク助成金デスク」まで  
TEL.078-221-5440

● 社会保険労務士 庄司 茂 氏

社会保険労務士法人庄司茂事務所代表。  
中小企業を中心とした労務管理の分析を行い「就業規則」「評価制度」「賃金規定」などの導入、制定を助言。